

<p>○財務省告示第百三十八号          国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十四年三月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。</p> <p>平成二十四年四月十日</p> <p>財務大臣 安住 淳</p>	<p>一 名称及び記号          利付国庫債券（五年）（第百三十四号）</p> <p>二 発行の根拠          財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項、平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十三年法律第百六号）第二条第一項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第六十九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項、第四十七条及び第十二条第一項</p> <p>三 振替法の適用等          社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。</p> <p>四 発行方法          価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札発行」という。）、価格競争</p>
---	--







の  
払  
込  
み

は、払込金額に  
式により算出した金額を  
十号に規定する日に  
払込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二)

発行時に、その利息は、  
係る所得税が源泉徴収され  
るものとして振替口座簿中の  
口座に記載又は記録されるも  
のに、ついで、前記(一)の算式  
により算出した金額から、該  
金額に百分の二十を乗じた金  
額(おただし、当該国債を発  
行した又は外国に居住する者  
又は、前記(一)の算式による  
に、たし、前記(一)の算式によ  
り算出した金額に適用を受ける  
は、外国税人が適用を受ける所  
得税の税率を乗じた金額)を  
控除することができる。

十  
四  
初  
期  
利  
子

平成二十四年九月二十日  
期とし、次の算式により算出  
た金額を支払う。ただし、支  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う(以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十  
五  
後  
第  
二  
期  
利  
子  
以

毎年三月二十日及び九月二十  
日、支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す

二 十 十 十 十  
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償  
込 札 場 利 還 還  
期 参 所 金 還 還  
日 加 支 支 額 限

平 財 日 額 平 利  
成 務 本 面 成 子  
二 大 銀 金 二 を  
十 臣 行 額 十 支  
四 か 　 百 九 払  
年 ら 　 円 年 う  
三 通 　 に 三 °  
月 知 つ き 月  
二 を 百 二  
十 受 円 十  
一 け 百 日  
日 た 円 日  
　 者